

第 1 章 権利擁護のブランドデザイン

第1章 権利擁護のグランドデザイン

第1節 権利擁護の理念

第1項 権利とは何か？

人間が生きていく上で、水がなくてはならないように、人が社会で生きていく上で欠くことができないものが権利である。それは、水のように偏在していて、普段はその存在に気づかない。枯渇したり、汚染されたりして、はじめてその存在の重要性に気づかされる。水の不在は、すなわち生命の危機を意味するが、権利の不在は、人間存在の危機を意味する。

「人が人間らしく生きるために欠かせないもの」としての「権利」は、また「人権」とも表現される（「広義の権利」としておく）。「広義の権利」には、この「人間がただ人間であるという理由だけで当然にもっている権利」としての「人権」と、「自然法、法律、契約などを根拠とした法的に守られるべき利益」としての「狭義の権利」が含まれている。これらの「個々の権利」には、かならず義務が伴うが、「人権」には義務はついてこない。誰もが生まれながらにして等しくもっているものであり、他人の人権を奪うことはできないという点で、「個々の権利」とは異なる。二種類の権利を含めて、「権利」ととらえておきたい。

権利は主として欧米諸国の近代の歴史の中で、自由と平等を求める人びとの闘いの結果として勝ちとられ、各国の憲法や人権宣言という形で記されるようになった。それは、国家や権力者から奪われがちだった、虐待からの自由、思想、表現、宗教、学問、結婚などのさまざまな自由を、国家と国民との約束事として、特にはっきりと書いておくことで保障するという性格がある。したがって、書かれた言葉の意味する権利を保障する実質が伴わなくてはならない。「憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」と日本国憲法にあるのは、そのような意味がある。

第2項 日本の福祉制度における権利 自己決定の尊重へ

日本国憲法には、さまざまな国民の権利が規定されている。戦後の社会福祉制度は、なかでも第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（生存権）に基づき、それを保障すべき国の義務を根拠に法律・制度がつくられ、推進されてきた。しかし、その水準は絶対的なものではなく、全体の利益のなかでの調整を受け、国の政策や財政にゆだねられ、その限界・制約によって規定されるという要素が非常に強いものであった。

こうした社会福祉制度は、行政が決定権をもつ措置制度であり、とりわけ「施設」へ

の収容を中心としたものであったことから、1990年代には、福祉制度体系全般が見直され、2000年には、これを個人の尊厳を尊重した利用制度への変更がなされた。それは、保護収容から個人がその人らしく生きていくこと、自己決定を尊重し実現する方向に、社会福祉制度全体の構造を変革する画期的なものであったといえる。

民法上の成年後見制度が、「自己決定の尊重」「残存能力の尊重」「ノーマライゼーション」をその理念として、改正されたことも同じ変革の流れの中で行われたと理解することができる。憲法が規定する権利については、生存権のみならず、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」という13条を中心とした幸福追求権が重視されるようになり、社会福祉法にも「個人の尊厳の保持」が明記されるに至ったのである。

自己決定を尊重する価値を社会全体が共有することは、従来は当たり前と思われていたことが問題として浮かび上がることを意味する。福祉施設における集団的で画一的な処遇は、ノーマライゼーションという価値の共有によって、それが問題として認識されるようになった。それだけにとどまらず、福祉サービスを必要とする障がい者や高齢者のひとり一人のその人らしい生き方、自己決定を積極的に尊重しようという方向性は、家族の中で完結させることなく、社会全体で実現しようという理念である以上、十分な支援が用意される必要があり、社会資源が無限に存在しない限り、当然葛藤や対立が想定される大変困難な課題であることは間違いない。憲法が保障する「権利」の水準が財政の制約によって揺れ動く歴史的経緯は、今日も続いている。しかし、私たちの意識や政策の舵はすでに切られたわけで、社会全体で、国、地方自治体、企業、NPOなどさまざまな主体が支える力を出し合って、「国民の不断の努力」によって取り組み、達成されなければならない課題であることだけは確かである。

そして、具体的な実践に基づき、福祉各法、基本法や差別・虐待防止法などによって、制度利用者の「権利」が規定され、法的な根拠に基づいて保障されていく必要があるが、2007年9月、国連の障害者権利条約を日本が批准したことは、こうした社会全体での取り組みの大きなきっかけにすべきと考える。

第3項 権利が脅かされるとき

あたりまえのように存在しているときは意識されにくい権利も、いったんそれが無視され、侵害されたときに、痛みとして気づかされることになる。権利への侵害はさまざまな形で現れ、またさまざまな言葉で表現される。暴力・虐待・差別・偏見・いじめ・搾取・迫害・支配・疎外などである。これらは、外的な否定的パワーといえる。

子どもの暴力防止に取り組んできた森田ゆりは、子どもが暴力にあう背景として、①子どもは社会的な力をもっていない、②子どもは暴力についての正しい知識を与えられていない、③子どもは孤立させられている、という点をあげている。この背景は、子どもと同様に権利侵害を受けやすい障がい者、高齢者にもあてはまるところがある。

虐待という言葉は、辞書には「むごい扱い」とあり、非常に暴力的な行為をイメージさせる。めったなことでは起こらない特別な出来事と考えてしまいがちである。しかし、もともとは英語で、アブユース (abuse) であり、この単語は、ab と use に分けられる。ab は「～から離れて」という意味で、「使う」という use と組み合わせると、逸脱して使用する、すなわち誤用、濫用という意味になる。本来、行使されるべき権利が間違っ て使われることを意味する。けっして特別な行為ではなく、どこにでも起こりうることである。それは間違っ て行使される側が、当然の権利を知らなければ、簡単に悪用されることになる。

アルバイトの学生が遅刻をして、数時間無給で働かされたという。また、少人数の職場では、周囲を気づかって必要な時間以上に働きすぎてしまうこともよくあるが、これも見えにくく、意識化されにくい。労働基準法に定められた権利を使用者側も働く側も知っていれば (子どもの暴力の背景の②「正しい知識がない」にあたるだろうか)、このような権利の誤用は起きにくい。

さらに、こうした権利侵害は、権利侵害を受けた人の心の内にも抑圧をもたらす。恐怖・不安・無力感・選択肢がない・依存・あきらめ・・・などである。「自分はどうせダメな人間なんだ、なんでこんなふうにならなければならないんだ」と思って自分を責めてしい、自信をなくしてしまう。内的抑圧は、外的抑圧を受けいれやすくしてしまう面もある。

第4項 脅かされる権利を守るために 権利擁護 (アドボカシー) とエンパワメント

権利擁護は、権利侵害を受けやすく、自己の権利表明が難しい人に代わって、外からの権利侵害から保護するという意味合いとともに、本人の自分への尊重感・肯定感や権利意識を高めていくということがあってはじめて可能になる。否定されなければならないのは、外部の否定的パワーであることは言うまでもないが、それを乗り越えるだけの、知識、経験、技術、自己決定、援助、共感、そして権利意識といった肯定的パワーが外的抑圧、内的抑圧を取り除いていくことができる。

このように「権利擁護」には、内的抑圧の状態から、人がもともと持っている潜在的なパワーや個性、可能性を見つけ出し、取り戻し、追求していくことが重要な要素であることがわかる。この心の内部の力をつけることをエンパワメント (empowerment) というが、その意味では、「権利擁護」と「エンパワメント」は、相互に関連し合っている。言葉を換えれば、外的抑圧を抑止するための必要条件を創出すること (権利擁護) と、自分の人生を生きる主役として、自身の豊かな可能性を達成すること (エンパワメント) は、同じ山の頂をめざすアプローチの違いに過ぎない。

このエンパワメントという言葉には、本人の力をつけていくという側面だけが強調されがちではあるが、できないこと、不十分なところ、弱くて不完全なところを持つ自分を大切に思えること (セルフエスティーム=自己尊重感) が重要であり、だからこそ、一人で頑張るのではなく、周りの力を借りることができることだと言える。権利擁護 (ア

ドボカシー)は、その道すじを本人といっしょにさがし支えるプロセスとっていい。

第5項 権利擁護実現のプロセス

子ども虐待防止のプロセスには、3つの段階が想定されている。

第1次防止 予防・教育・啓発

第2次防止 介入・保護

第3次防止 治療・回復ケア(虐待者・被虐待者)

第1段階においては、尊重すべき権利を知ること、侵害されることへの気づきを重視している。これは、第2段階の介入・保護の段階が、溺れた子どもを救出し、助けることにあたるのに対して、子どもたちに泳ぎ方を教えることである。そして、子どもの話を聴く大人を周囲に増やすことも重要である。子どもが川に入れないように柵をすることではないことに注意していただきたい。そして周囲の大人、関係者が溺れそうな子どもに気づく、関心を寄せることは、虐待をしてしまう大人の気づき、抑制にもなり、地域社会全体の権利意識を高めることになるだろう。子どもの虐待予防には、先ほどの3つの背景(原因)に対応して、①子どもの力をつける、②知識を与える、③孤立を減少させる(コミュニティをつくる)アプローチがあるとされているが、これは、広く権利侵害全般に対する社会の擁護策としても示唆的である。

そして、第3段階の治療・回復ケアにおいては、救出した子どもを診療所に運び、適切な医療やケアを提供することになる。被虐待者のみならず、虐待者に対する回復ケアも重視されているが、2006年に施行された高齢者虐待防止法は、正式には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」といい、養護者に対する支援を規定している点にも注目しておきたい。

本調査研究の中でも、地域福祉権利擁護事業を利用する障がい者、高齢者全体の23.4%で、権利侵害があることが明らかになった。そのほとんどが経済的虐待(金銭搾取)であるが、心理的虐待、身体的虐待、ネグレクトも見られる。多くは、家族・親族からの権利侵害である。権利侵害者へのケアやフォローが必要なケースも少なくない。事業の利用に伴って、89.5%で改善が図られていることの意味は大きい。地域福祉権利擁護事業は、権利侵害の抑制だけを目的とした制度ではないが、その予防(第1次、第2次)に大きな意義のある事業であるといえる。

第6項 権利擁護の主体と戦略 ～ヘルスプロモーションを参考に

権利擁護(アドボカシー)の働きをいくつかに分けると理解しやすい。ここでは、つぎの4領域に整理をしておきたい。

1) システム・アドボカシー(行政・制度)

2) リーガル・アドボカシー(法)

3) シチズン・アドボカシー（市民・地域社会）

4) セルフ・アドボカシー（本人・当事者）

1) のシステム・アドボカシーは、権利侵害に対して、声をあげ、訴え、受けとめ、さらに保護し、救済するための制度上の仕組みが保障されることであり、公的な領域（行政など）の役割と考えられる。2) のリーガル・アドボカシーは、守られるべき権利が法的に規定され、根拠が法律に明確になり、侵害に対しての措置が図られること、また侵害された権利を法的に救済することである。3) のシチズン・アドボカシーは、市民の権利意識、周囲の気づきの力であり、孤立をなくすための地域づくりということでもある。4) のセルフアドボカシーは、本人が自分の生活や人生において主体的な自己決定が可能になること、すなわちエンパワメントを意味する。

どちらかといえば、3) と4) は予防的であり、1) と2) は事後的な介入・救済を担う、言葉を換えれば、「環境調整型」（予防）「問題対応型」（介入）という性格の違いはあるが、それぞれが相互に関連する領域である。

この分類は、世界保健機構（WHO）の健康を高めるための戦略「ヘルスプロモーション」と重なり合うところがある。「健康」はWHOによれば、「身体的、社会的、精神的に完全に良好な状態であって、単に疾病がないとか、虚弱でないということではない。」（1948年WHO憲章）健康が脅かされる時、健康がより強く意識されるという点で、健康は人間にとっての基本的な人権と言える。その上で、健康は「人々が自らの健康をコントロールし、改善していくことができるようになるプロセス」として、エンパワメントを重視した包括的戦略を提案している。ここでは、1986年のオタワ憲章を参考に、つぎの4つのアプローチにより構成される権利擁護システムを構想したい。

1) 権利擁護の公共政策づくり<システム・アドボカシー>

2) 支援的環境づくり <システム／リーガル／シチズン・アドボカシー>

3) 地域（コミュニティ）活動の強化 <シチズン・アドボカシー>

4) 個人のエンパワメント <セルフ・アドボカシー>

ヘルスプロモーションでは、単独アプローチよりも4つの戦略を組み合わせたアプローチがより効果的であるとしている。当然、この権利擁護システムも包括的であり、有機的な相互の関連性が重要である。また、活動の持続には、住民参加が不可欠であり、効果的なものにするには、権利擁護活動や意志決定過程の中心に位置していなければならない。権利擁護学習によって参加が促されることから、効果的な参加や、住民と地域（コミュニティ）のエンパワメントのためには、教育や情報へのアクセスが不可欠である。地域福祉でよく言われる「自助」「共助」「公助」のバランスのとれた協働による推進が重要となる。

第2節 トータルな権利擁護システムの構築

第1項 市町村を主体とした仕組みの構築

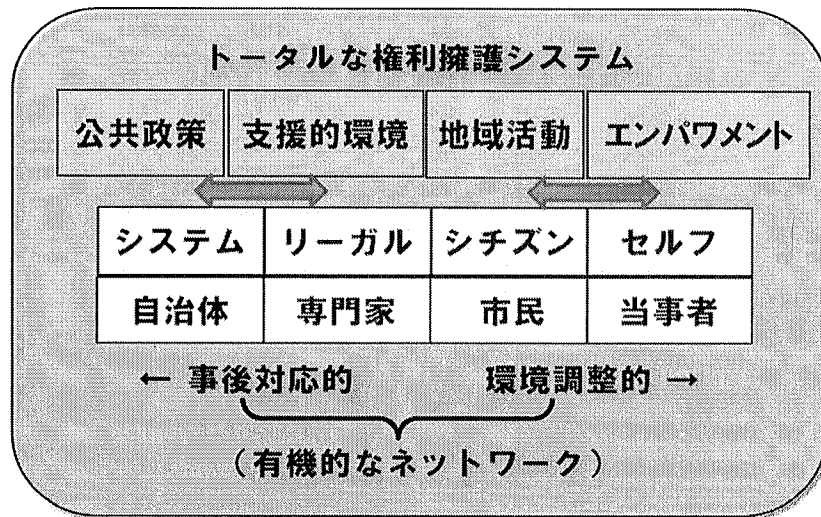
人間が生きていく上で欠かすことのできない権利を高めていく権利擁護活動は、本人（一人ひとり）、市民（地域住民）、法律関係者・専門家、行政・公的機関などのそれぞれの主体の役割が重要となる。これらの主体が有機的に連携しつつ、総合的な権利擁護推進（プロモーション）において、最も有効であると考えられるのが、今日の日本においては、市町村という単位である。

2000年の政策転換においては、介護保険制度での市町村の役割の拡大と「社会福祉法」の改正・成立により、地域福祉計画の総合的な策定、実施の責任が市町村に委ねられ、地域福祉の本格的展開に道を開いたといえる。基礎的自治体としての市町村は、総合的な福祉・医療・保健・都市計画などの各行政の統合主体として、行政、事業者、市民、当事者という主体をコーディネートする政策主体として期待されている。さらに、2006年の介護保険法改正では、地域包括支援センターが設置され、また「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、高齢者虐待防止法と略す）の成立などもあり、市町村には、権利擁護の対応をすすめるための総合的な仕組みを構築する責務が生じている（その他介護保険法115条の38、老人福祉法10条の3、障害者自立支援法2条等）。さらに極めて重要なことは、これらの法によって、市町村には、こうした総合的な仕組み構築の責務だけでなく、契約原理の補完及び利用者の権利擁護の最期の砦として新たに定められた「措置制度」や成年後見制度の市町村長申立などの責任主体としての役割が具体的に担わされているということである。利用制度化は、利用者の権利性を高めたことは間違いないが、それは、権利が損なわれやすい利用者への適切な介入と支援抜きには実現できない。

例えば、老人福祉法第10条の3が「市町村は、65歳以上の者であって、身体上又は精神の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが最も適切な支援が総合的に受けられるように、次条及び第11条の措置その他地域の実情に応じたきめ細やかな措置の積極的な実施に努める」義務を定めている。これは権利擁護の最期の砦としての「措置制度」を硬直的に解釈することなく積極的な活用を行うことを法が具体的に義務づけているものといえてよい。

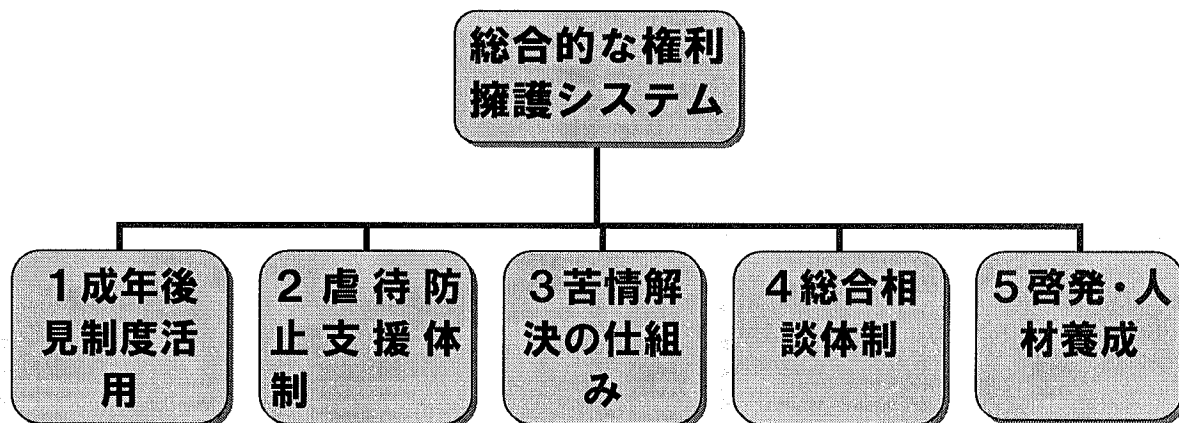
「措置」を行うことは利用制度化の流れの逆行ではなく、法的な根拠をもつ市町村に与えられた「権利擁護」のための極めて重要な方法であり、危機介入の手段としての積極的な位置づけを行う必要がある。

また、地方自治法第1条には、地方自治体は、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」とあり、「自分で決める」そして、「みんなで支える」ことのできる、住民の福祉にとって非常に重要な「トータルな権利擁護システムの構築と推進」は、21世紀前半の市町村行政の中心的な政策課題である。



第2項 市町村の権利擁護システムの政策課題

ここでは、市町村が構築すべき総合的な権利擁護システムの政策課題を5分野にまとめた。



○ 総論 総合的な権利擁護システムの構築（市町村行政の責任の明確化）

- ① 権利擁護政策の理念の確立
 - ・ 権利宣言／人権ガイドライン／権利条例の制定など、住民の権利の明文化
- ② 権利擁護政策の総合化
 - ・ 各論の事業の総合的な位置づけ、事業の重複や隙間の点検
 - ・ また、権利行使が困難、あるいは危機に瀕している状況における「措置」の位置づけの検討
- ③ 権利擁護政策の計画化
 - ・ 行政総合計画・地域福祉計画への位置づけ、計画的推進、評価システムの確立
 - ・ 市民、当事者などの参加によって、相互に権利意識を高めていけるような協

働と参画

④ 権利擁護政策の財政

- ・財源充当についての議論（自己負担、公費負担、「共」保険制度への組み込み、あるいはその組み合わせ等）、財源の確保、予算措置

○ 各論の課題

1) 成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業の活用・推進

①「総合的支援システム」（家庭裁判所と行政組織体の間に有機的なネットワークを構築例：福岡市権利擁護懇話会＝自治体と専門職団体の連携・協働組織、島根県出雲市・成年後見センター＝専門職ネットワーク＜共通認識、行政の参加、事務局機能＞）

- a. 成年後見人等（家族やボランティアなど）の相談窓口の確保、研修機会の提供
- b. 成年後見人の精神面に対するケアの機会の提供（カウンセリング等）
- c. 成年後見人間の情報交換、協働機会の提供（特に、素人と職業成年後見人）
- d. 成年後見制度の担当部署の設置（例：東京都町田市、高齢・障がい・社協の担当者により構成）

②「職業成年後見人の積極的活用」

経済的理由や心情的理由（職業後見人の就任が家族への干渉として敬遠されがち）による、家族の絶対的義務からの解放を目標に、制度活用を阻む要因（情報・相談体制、市町村長申立、後見の受け皿）を減らし、制度活用（後見人サポート、後見監督、市民後見人養成、人材バンク、法人後見など）を推進する。

③市民後見人養成

市民後見人のイメージの確立（市民後見人と専門職後見人の業務の種類）、市民後見人の要件の検討、養成研修の実施、サポート組織および、受任体制の整備など

④生活支援の充実と、ニーズ発見、予防施策としての地域福祉権利擁護事業との連携

地域福祉権利擁護事業の市町村展開の推進、市町村社会福祉協議会との協働による展開

2) 虐待防止・支援体制の確立

①子ども虐待の防止

児童虐待防止法、児童福祉法に基づき、関係機関の連携推進、「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」の設置推進、子育て支援との連携による予防、児童家庭相談援助事業の推進など（県、児童相談所など

との連携)

②高齢者虐待の防止

高齢者虐待防止法では、市町村が第一義的な責任主体：相談、指導、通報を受けた場合の対応、老人福祉法に規定する措置、居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求、立入調査、その際の警察署長に対する援助要請、専門的職員の確保、関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備、専門家チームの積極的活用等

また、市町村は、介護保険法に規定する包括的支援事業として高齢者虐待の防止、対応の義務の実施が義務づけられており、高齢者虐待防止法と相まっての運用が必要。(地域包括支援センターの役割を中心として、包括的な防止システムを構築。)

③障害者虐待の防止

防止法がないため、市町村として団体や施設・機関と連携した対応を組み入れる。

④DVの防止などその他の領域の虐待防止

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、男女共同参画社会基本法、ストーカー行為等の規制等に関する法律等、専門相談機関（児童相談所、女性相談所等）との連携、経済的権利侵害（消費者被害）に対する消費者行政、セクハラ・パワハラなどの職場における権利侵害防止、労働安全行政（国・県）との連携など

3) 苦情解決の仕組みと福祉サービスの質の向上

①行政・公的な福祉制度・サービスに対する福祉（行政型）オンブズマンの設置

②苦情相談の設置：総合相談機能に、苦情相談を組み込む。（第三者性を確保）

「苦情は権利擁護ニーズを顕在化させる」：介護保険制度では、ケアマネジャーに対する苦情が比較的多いが、そこにはものを言いにくいという関係性もみられる。利用者に金銭管理が必要との判断があっても、権利擁護事業や成年後見につながっていかない。また、進めようとしても、市町村行政に対応の準備がない場合も多い。

(例：東京都足立区「福祉サービス苦情解決委員会条例」区社会福祉協議会の「権利擁護センターあだち」に苦情相談窓口を設置)

③福祉サービス第三者評価（県域）との連携

④福祉（市民）オンブズマン・利用者のエンパワメント、権利行使の支援、権利侵害の予防（施設、在宅、地域）、サービス開発、政策提言、市民介護相談員などの活動も。

4) 総合相談体制の充実と地域ネットワークづくり

①住民向け相談機能の総合化（権利擁護に関して行政分野横断的な窓口機能）

※権利擁護に関する市民向け相談事業は、沖縄県内の市町村53%で実施。

- ②生活課題の分析機能をもつ — 専門職連携による)
- ③圏域の設定による地域見守り（発見・通報・支援）システムとの連携・連動（地域包括支援センター、社会福祉協議会との連携による調査活動、アウトリーチ）
（例：福岡県北九州市：三層構造（市・区・地区）による福祉・保健・医療・地域の連携、「見守りサポーター派遣事業」）
- ④知的障害者の脱施設、精神障害者の退院促進に伴う地域生活支援（保護から自己決定へ）

5) 権利擁護の啓発と教育（人材の確保・養成）の推進

- ①市民の権利意識・気づき力を高めるための取り組み 例：高齢者対象消費被害対策講座
- ②学校教育における人権教育、福祉教育の推進
- ③当事者活動の推進・支援（エンパワメント） 例：障がい者の消費生活ワークブック等
- ④専門職資質向上・有機的連携の推進
- ⑤権利擁護に取り組むNPO団体、市民団体との連携・協働
（例：三重県伊賀市：悪徳商法撃退市民チーム「悪徳バスターズ」養成）
- ⑥住民へのわかりやすい情報提供、情報格差を埋める情報環境の整備

第3項 市町村社会福祉協議会の役割

市町村社会福祉協議会は、地域住民、ボランティア・当事者団体を含む事業者・関係機関の連合体・ネットワーク組織であるという特徴をもっている。権利擁護の各推進主体が構成する協議会といえる。また、法制度を根拠にする行政に対して、民間の立場を生かし、より柔軟にニーズにこたえる活動を展開できるという特性がある。また、地域社会とも深いつながりを常に持ちながら、住民主体による地域福祉をすすめる推進主体でもある。社会福祉協議会の性格は、①当事者性、②先駆性（開拓性）、③運動性（意見具申）と表現することが可能である。1999年から地域福祉権利擁護事業に取り組んできた実績もある。

市町村社会福祉協議会がこの取り組みの中から充実させるべき課題については、次章にまとめられているが、すでに市町村行政の課題としてあげた5項目についても、社会福祉協議会の幅広く柔軟な組織特性を生かして、社会福祉協議会がその役割機能を果たすことが望ましいものも少なくない。とりわけ総合相談や地域ネットワークづくり、住民への啓発活動などは、社会福祉協議会の取り組み実績のある分野でもある。その意味

で、社会福祉協議会の役割をより積極的な推進主体として位置づけ、市町村行政は、財政や法制度面で協働、あるいはバックアップするという形の推進スタイルも考えられ、その方が効果的、効率的であるだけでなく、地域社会と当事者のエンパワメント（地域の福祉力のアップ）にもつながるといえるかもしれない。

あるいは、まず社会福祉協議会が着手できる領域において、先駆的・開拓的に事業展開をしながら、そこから生じた課題について行政や住民に提起していくという展開があっていいし、それが行政計画（地域福祉計画）に盛り込まれていくという道すじも十分考えられる。

（例：提言「市町域の権利擁護活動のあり方」（2007 兵庫県社協）市町村社会福祉協議会に「権利擁護センター」〈①相談機能、②生活支援機能、③成年後見制度活用機能〉を設置）

<参考文献>

「地域福祉権利擁護事業と地域福祉活動との連携に関する研究委員会報告書」東京都社会福祉協議会、2005年

「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会 平成16年度報告書」日本成年後見法学会、2005年

「契約型福祉社会と権利擁護のあり方を考える」日本弁護士連合会編、あけび書房、2002年

「成年後見と身上配慮」上山泰、筒井書房、2000年

「福祉キーワードシリーズ 権利擁護」高山直樹、川村隆彦、大石剛一郎編、中央法規、2002年

「エンパワメントと人権」森田ゆり、解放出版社、1998年

「子どもと暴力」森田ゆり、岩波出版、1999年